

保 護 者 様

岩倉市教育委員会
岩倉市立〇〇学校

児童生徒の「食物アレルギーに関する調査」について（お願い）

学校生活では、食品に関わる授業や活動を行うとともに、学校給食を提供します。学校生活における健康管理の一環として、特定の食品でアレルギー症状を発症する児童生徒について、事前にその状況等を把握するため、食物アレルギーに関する調査を行っています。

つきましては、別紙「食物アレルギーに関する調査票」に必要事項を記入の上、 月 日 までに学校へ必ず提出してください。

なお、児童生徒個々の学校における食物アレルギーの管理については、後日提出していただく「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」や食物アレルギー対応申請書等の書類、面談などの結果を踏まえて、市及び学校で開催する「食物アレルギーに関する検討委員会」において決定します。

○「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」について

食物アレルギーを有する児童生徒への対応を行う際は、個々の児童生徒の症状等を正しく把握することが必要です。「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は、医師が診断の結果に基づいて、児童生徒のアレルギー疾患の情報を記載する書類として、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（文部科学省監修・公益財団法人日本学校保健会発行）で定められたものです。提出に当たっては、裏面のフローチャートを参考にしてください。

なお、医療機関での「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の作成に当たっては、医療文書料（各医療機関が設定）がかかります。（保護者負担となります。）

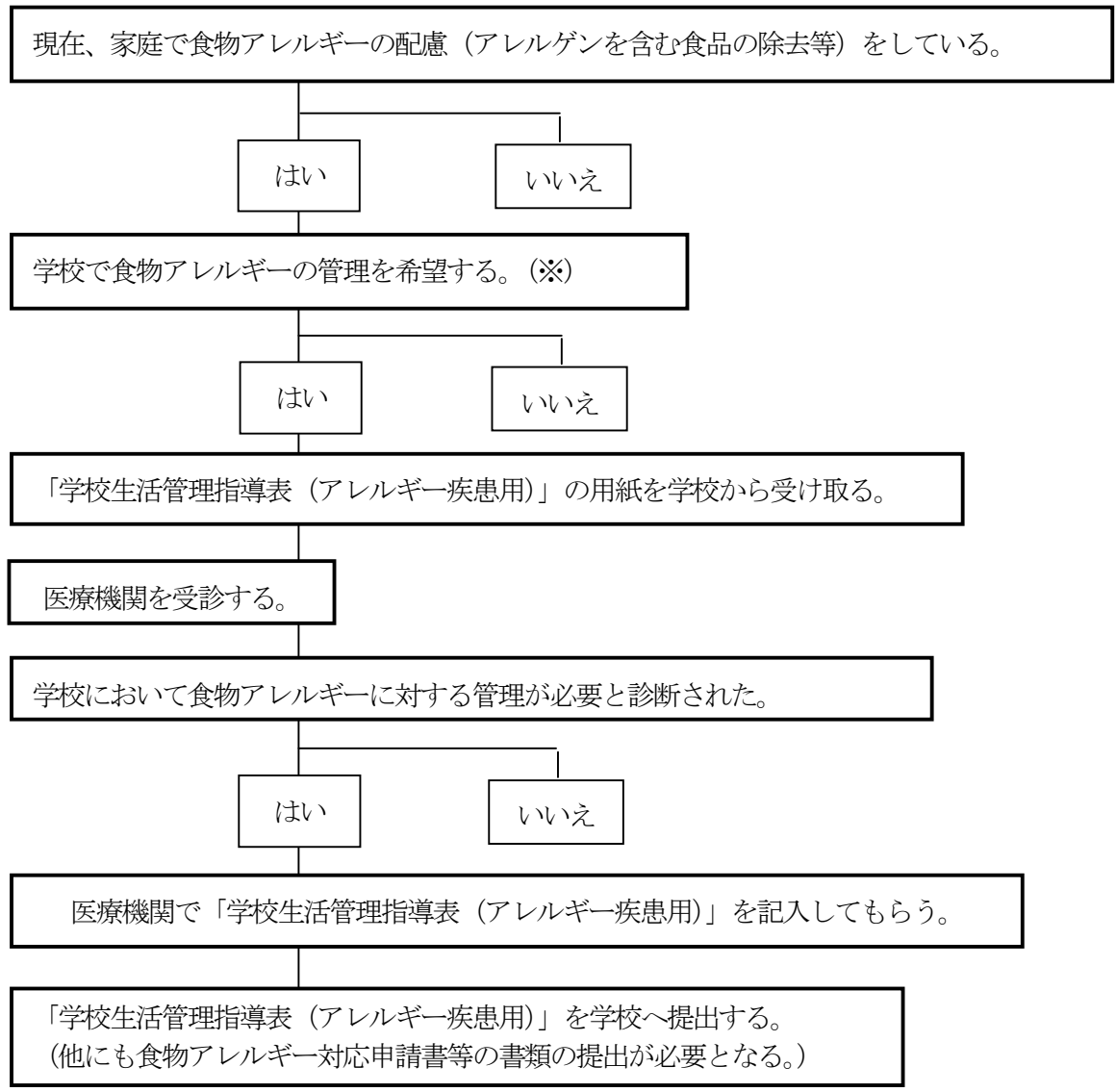
○学校給食におけるアレルギー対応について

岩倉市では、乳と卵の除去食の対応を行います。

「安全性」確保のために、多段階の除去食提供は行わず、原因食物を「提供するかしないかの二者択一」を原則的な対応とします。

一つの料理に含まれる複数のアレルゲンに対して、卵と乳のアレルゲンごとに食物アレルギー対応食を調理するのではなく、卵と乳の両方を除去した完全除去対応とします。完全除去した献立に代替はしないので、それが中心献立・食材であった場合に給食として成立しないため、一部弁当を持参していただく対応となります。

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出について（保護者向け）



※【学校での食物アレルギーの管理】

学校給食（給食の時間）、食品を扱う授業や活動、体育・部活動等運動を伴う授業や活動、校外活動（特に宿泊を伴う校外活動）等において、誤食を防止したり、体調の変化に応じた対応をしたりする必要があり、対応のための取組を行う場合を指します。